

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 20 日

一般相談支援事業所
特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所
施設長様

富山市障害福祉課長

障害福祉サービスに係る支給決定の有効期間及びモニタリング報告書の変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから市行政について格別のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、このたびの『障害者総合支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）』の改正及び『計画相談支援及び障害児相談支援に係るモニタリング実施標準期間について（平成 31 年 1 月 24 日付け富山市障害福祉課長事務連絡）』において、平成 31 年度より本市におけるモニタリング実施標準期間が変更となります。

これに合わせ、標題の内容につきまして、下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

記

1 障害福祉サービスに係る支給決定の有効期間について

(1) 適用開始日

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 変更後の有効期間の考え方

別紙 1 のとおり

(3) 具体的な取扱い

- ・新規にサービス利用の申請をされる方は、平成 31 年 4 月 1 日以降の支給決定について、有効期間を設定します。
- ・平成 30 年度から引き続きサービスを利用している方につきましては、平成 31 年度の更新や変更等の手続きに合わせて、サービスの有効期間を設定します。

2 モニタリング報告書について

(1) 変更後の様式

別紙 2 のとおり

(2) モニタリング報告書の提出について

国の通知では、モニタリングを実施した場合は、その結果について報告を行うこととされていることから、受給者証の記載に基づきモニタリングを実施したうえで、遅滞無くモニタリング報告書を提出すること。

(担当) 自立支援係
TEL 076-443-2207

障害福祉サービスに係る支給決定の有効期間について

平成31年4月からの新モニタリング標準期間の適用開始に伴い、支給決定の有効期間及びモニタリング期間を下記のとおり取り扱うこととします。

第1 支給決定の有効期間について

1 基本的な考え方

新規申請

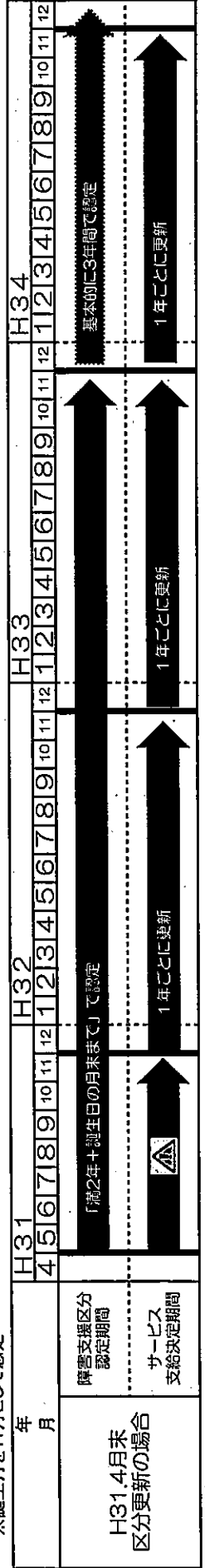
☆初回の支給決定期間の終期を、「誕生月の月末まで」とします。
以降は、1年間ずつの更新となります。
※支給決定期間が3年のサービスについては、3年間ずつの更新となります。
☆障害支援区分（以下「区分」という。）の認定期間については、3年間で判定された方は、原則「満2年十誕生月の月末まで」とします。
※認定有効期間が3年間以外で判定された方は、その期間とします。

更新申請

☆区分認定の無い方は、更新の際、支給決定期間の終期を、「誕生月の月末まで」とします。
以降は、1年間ずつの更新となります。
※支給決定期間が3年のサービスについては、3年間ずつの更新となります。
☆区分認定のある方は、次回区分が更新される際に支給決定期間が調整されます。
※現在認定されている区分の認定期間内は、支給決定期間の調整は行われません。
※モニタリング期間については、直近の手続き（年の利用者負担額見直しなど）に合わせて再設定されます。（詳しくは第2「モニタリング期間の設定方法」参照）
☆区分の認定期間については、新規申請と同様、原則「満2年十誕生月の月末まで」となります。

イメージ① サービス支給決定が1年の場合

※誕生月を11月として想定

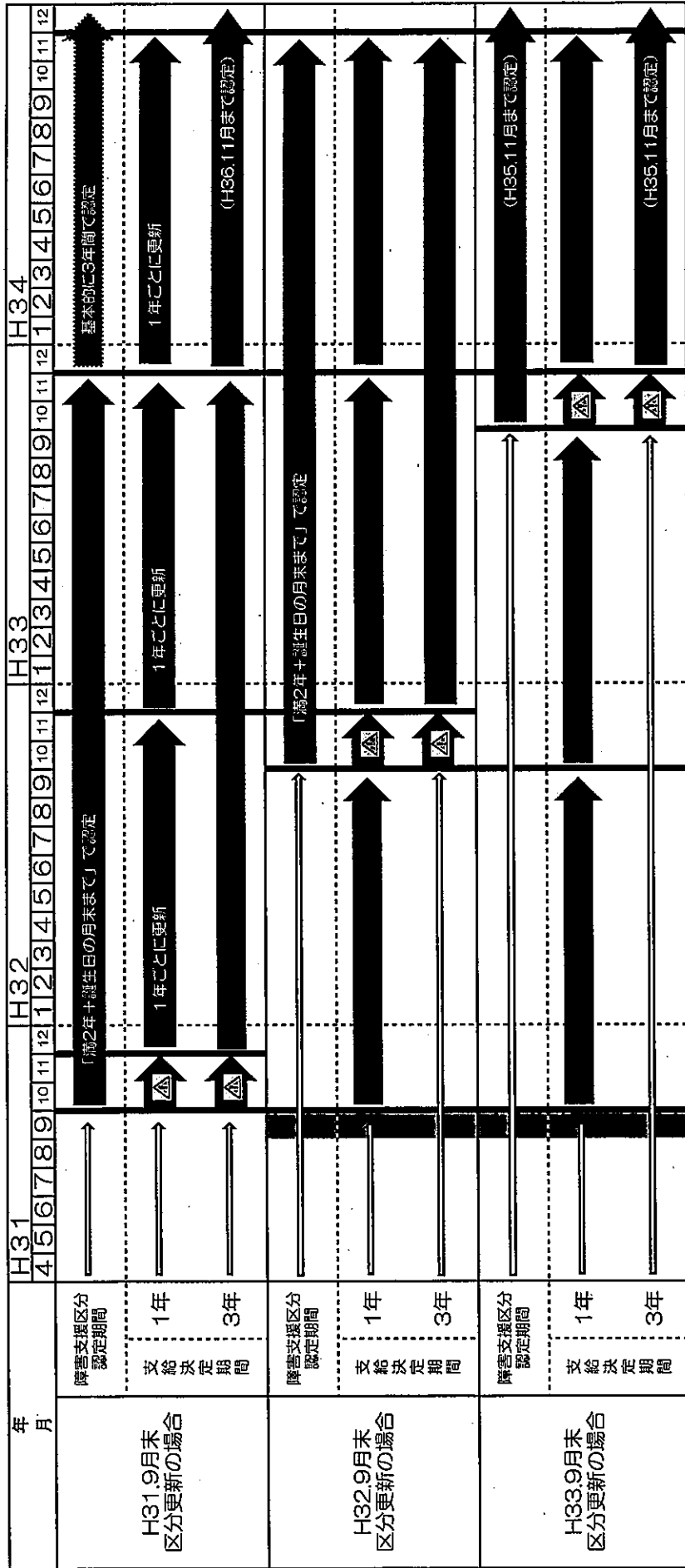


△のところは、誕生月に合わせるための調整期間です。
誕生月によっては1年未満の決定となりますので、ご注意ください。

イメージ図④

サービス支給決定が1年のものと3年のものを併給している場合

※誕生日を11月として想定



サービス更新及び利用者負担額の見直しに合わせて、モニタリング期間の再設定を行います。

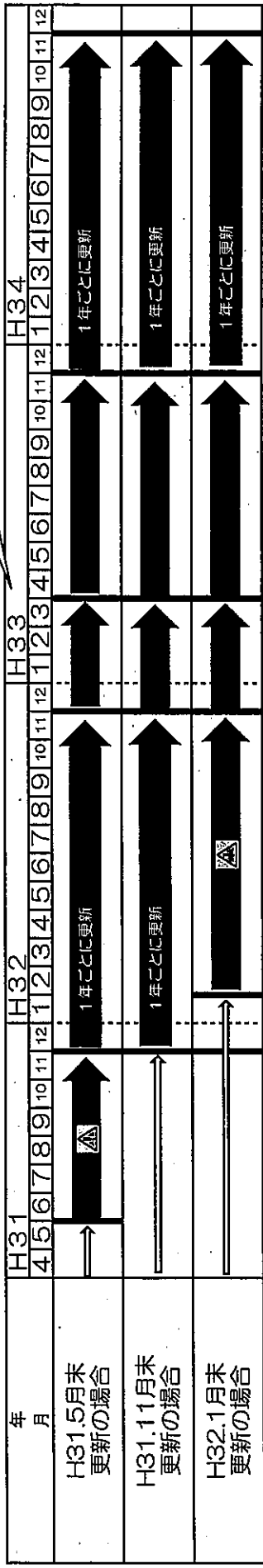
3 障害児のサービスについて

「1 基本的な考え方」で示したとおり、新規申請者は初回の支給決定期間の終期を、「誕生日の月末まで」とします。既にサービスを利用している方は、更新の際は、支給決定期間の終期を「誕生日の月末まで」とします。ただし、就学を機に児童発達支援から放課後等サービスへ切り替えとなる方は、18歳に到達する方については、取り扱いが異なります。

イメージ図⑤

就学を機に児童発達支援から放課後等サービスに切り替えとなる場合

※誕生日を11月、H33.4月に就学するものとして想定



小学校就学時に児童発達支援→放課後等サービスへ切り替え手続きがあります。

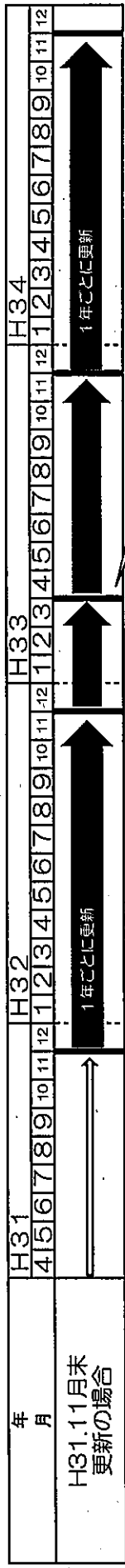
児童発達支援

放課後等サービス

イメージ図⑥

18歳に到達後、障害者のサービスに切り替えとなる場合

※H32.11月に18歳に到達、その後H33.3月に学校を卒業するものとして想定



18歳到達時に障害者のサービスの開始等の手続きがあります。

高等学校（支援学校）卒業時に放課後等サービス終了等の手続きがあります。

4 その他

(1) 施設入所者及び療養介護利用者について

施設入所者及び療養介護サービスの利用者については、基本的にイメージ図③と同様の考え方で支給決定期間の調整を行っていきます。モニタリングの用設定は、利用者負担額一斉見直しを行う6月末に行います。

(2) 計画相談支援及び障害児相談支援について

計画相談支援及び障害児相談支援の支給決定期間は、最も支給決定期間が長いサービスに合わせて決定します。

(3) 児童発達支援から放課後等デイサービスへの切り替えについて

- ・就学前最後の更新（新規開始も含む）から放課後等デイサービスへの切り替えまでの期間が1年未満であり、かつその間に誕生日を迎える方につきましては、支給決定期間の終期は誕生日の月末までとはせず、放課後等デイサービス切り替えまでの期間とします。
- ・切り替え後、すぐ誕生日を迎える方（概ね4・5月）につきましては、支給決定期間を6月末までとします。

(4) 標準利用期間が設定されるサービスについて

- ・自立訓練や就労移行支援等、標準利用期間が設定されるサービスの利用者については、標準利用期間中は誕生月に関係なく、当初支給決定期間を1年間とします。その後も、標準利用期間の範囲内で1年ごと（機能訓練については6ヶ月）に支給決定期間の更新を行います。
- ・標準利用期間終了後は、「1 基本的な考え方」に基づき、支給決定期間の調整を行います。

(5) 地域移行支援利用者について

- ・地域移行支援の支給決定期間は6ヶ月間であることから、本サービスを単独で利用される方については、誕生月に関係なく、6ヶ月間の支給決定を行います。
- ・施設入所支援等と併給される方については、他のサービスの支給決定期間に合わせて調整を行います。

第2 モニタリング期間の設定方法

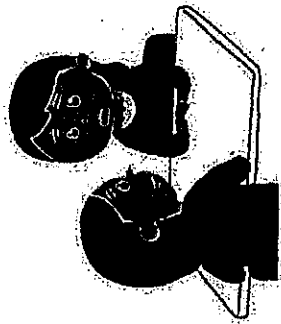
1 基本的な考え方



☆支給決定期間の始期が平成31年4月1日以降になっているものから適用します。
 ☆支給開始の当初3ヶ月間は毎月実施とします。
 以降、利用するサービスに従い、モニタリング期間が設定されます。
 ※原則、モニタリング標準期間の短いものに合わせて設定されます。



☆次回の更新や変更等の手続きに合わせて、順次適用していきます。
 ☆利用するサービスに従い、モニタリング期間が設定されます。
 ※原則、モニタリング標準期間の短いものに合わせて設定されます。



イメージ図①

新規申請で、モニタリング期間が「毎月ごと（3ヶ月間に限る。その後6ヶ月間ごとに実施）」の場合

	開始月	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目 (最終月)
支給開始日が1～15日の場合	○	○	○			○					○
支給開始日が16～31日の場合		○	○	○			○				○

当初3ヶ月モニタリング実施後のモニタリングは、最初のモニタリング実施月からカウントします。

支給決定期間の最終月は、モニタリング期間に関わらず、必ず実施します。

イメージ図②

サービス支給決定が1年の場合

例：居宅介護、短期入所、自立訓練 など

※誕生日を11月として想定しています。

年 月	H31				H32				H33				H34								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
H31.4月末 更新の場合	3ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
	6ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
H31.5月末 更新の場合	3ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
	6ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
H31.6月末 更新の場合	3ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
	6ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
H31.7月末 更新の場合	3ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
	6ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
H31.8月末 更新の場合	3ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→
	6ヶ月ごと	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→	◎	→	○	→

△のところは、誕生日に合わせてるための調整期間です。
元々の周期と異なりますので、ご注意ください。

<摘要>
◎→計画更新を伴うモニタリング実施月
○→モニタリングのみ実施月
太線→更新等手続きが必要なタイミング

イメージ図③

サービス支給決定が**3年**の場合

例：生活介護、就労継続支援 など

※誕生日を11月として想定しています。

	H31			H32			H33			H34											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
H31.4月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.5月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.6月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.7月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.8月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

イメージ図④

サービス支給決定が**1年**のもの**と3年**のものを併給している場合

例：居宅介護+生活介護
居宅介護+就労継続支援 など

※誕生日を11月として想定しています。

	H31			H32			H33			H34											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
H31.4月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.5月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.6月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.7月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
H31.8月末更新の場合	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

△のところは、誕生日に合わせてるための調整期間です。
元々の周期と異なりますので、ご注意ください。

2 施設入所者及び療養介護利用者について

施設入所支援及び療養介護サービスの利用者につきましては、毎年6月末に利用者負担額の一斉見直しがあります。そのため、直近の利用者負担額見直し時期（平成31年6月末）に合わせて、モニタリング期間を再設定します。その際、モニタリング実施期間は、従来の12ヶ月ことから6ヶ月ごとに変更されます。

イメージ図⑤

*誕生日を11月として想定しています。

平成31年6月末利用者負担額見直しの場合、モニタリング期間を再設定します。

△のところは、誕生日に合わせるための調整期間です。元々の周期と異なりますので、ご注意ください。

年 月	H31												H32												H33												H34											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
H31.9月末 更新の場合	モニタリング → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○											
	利用者負担額 見直し												●												●												●											
H32.9月末 更新の場合	○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○											
	利用者負担額 見直し												●												●												●											
H33.9月末 更新の場合	○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○												○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○ → ○											
	利用者負担額 見直し												●												●												●											

3 その他

(1) 新規利用者で、支給開始後すぐに誕生日を迎える場合

短期間での更新となりますが、更新の際には再度、サービス等利用計画書の提出が必要となりますのでご注意ください。
また、当初3ヶ月のモニタリング月と更新月が重なった場合は、当初3ヶ月のモニタリングは更新時期をまだいで実施し、その後のモニタリング期間は更新後の支給開始月を1月目としてカウントして設定します。
なお、当初3ヶ月のモニタリング月と更新月が重なった場合の当該月に係る計画相談支援の報酬は、サービス利用支援費での請求となりますのでご注意ください。

(2) 兄弟姉妹など、一世帯に複数の利用者がいる場合

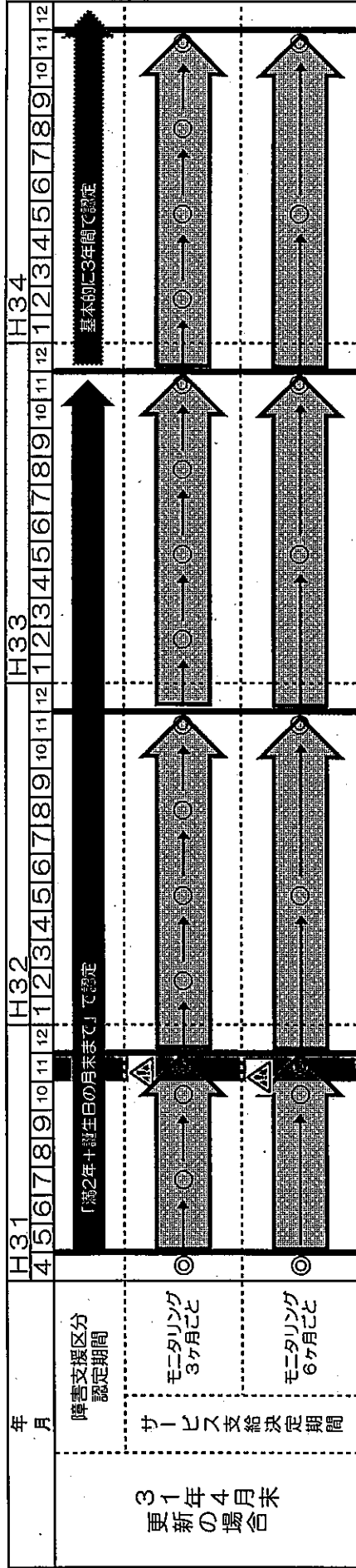
原則、いずれか利用者の誕生日に更新月がまとまるよう調整します。
ただし、各利用者の利用内容等により、更新月がずれる場合もございますので、必ず受給者証の内容をご確認ください。

まとめ

イメージ図⑥

サービス支給決定が**1年**の場合

※誕生日を11月として想定しています。

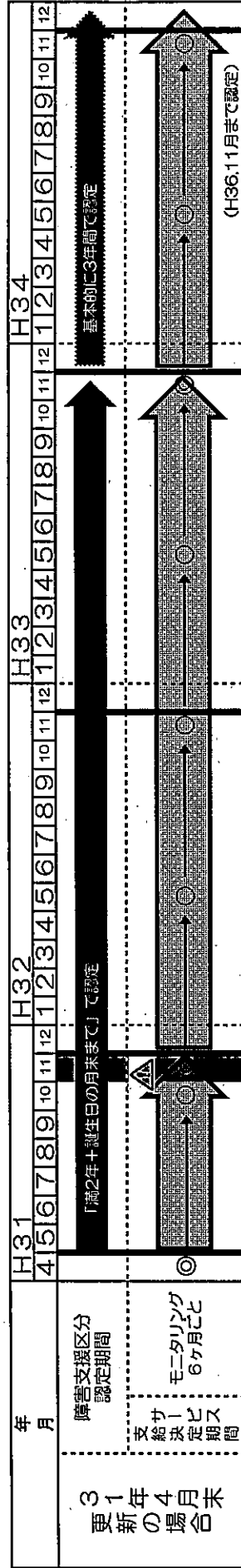


31年4月末
更新の場合

イメージ図⑦

サービス支給決定が**3年**の場合

※誕生日を11月として想定しています。



31年4月末
更新の場合

△のところは、誕生日に合わせるための調整期間です。
元々の周期と異なりますので、ご注意ください。

<摘要>

- ◎→計画更新を伴うモニタリング実施月
- モニタリングのみ実施月
- 太線→更新等手続きが必要なタイミング

モニタリング報告書〔継続サービス利用支援 * 継続障害児支援利用援助〕

別紙2

利用者(児童)氏名		障害支援区分		継続サービス利用		利用開始時期		継続サービス利用	
相談支援事業所 / 計画作成者氏名		計画作成日		モニタリング実施日		利用者負担上限額		利用者同意 (☑)	
総合的な援助の方針									
計画変更の必要性									
※(計画変更の必要性ありの理由)									
優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 [「1」～「5」の範囲]	今後の課題・解決方法			
サービス提供によるC表現する生活の全体的状況									
継続事項 [本人及び家族の困りごと、困りから困り内各事業所からの困り内各々の他種支援等]									

※利用者が児童の場合は保護者の同意

モニタリング報告書〔継続サービス利用支援＊継続障害児支援利用援助〕

オレンジ色のセルは、ドロップダウンリストから該当するものを選択してください。

利用者(児童)氏名	障害福祉サービス受給者証番号	地域相談支援受給者証番号	通所
相談支援事業所 ／計画作成者氏名	障害支援区分	利用者負担上限額	介護保険サービス利用
	計画作成日	モニタリング実施日	利用者 同意欄 (※)
利用者本人の署名又は押印 ※利用者が児童の場合は保護者の同意			

総合的な援助の方針

計画変更の必要性

※〔計画変更の必要性ありの理由〕

計画変更の必要性がある場合、その理由を記入してください。特に時間数や日

優先順位	解決すべき課題 〔本人のニーズ〕	支援目標	達成時期	サービス提供状況	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 〔ニーズの充足度〕	今後の課題・解決方法
		「総合的な援助の方針」 「解決すべき課題」 「支援目標」 「達成時期」 サービス等利用計画又は障 害児支援利用計画の同項目 に記入している内容を転記 してください。		「サービス提供状況」 支給決定量に対する利 用実績ベースで選択し てください。 実施している →81～100% 概ね実施している →51～80% 一部実施している →1～50% 実施していない →0% その他 →上記選択肢での評価 が難しい場合に選択し、 必要に応じて下段に補 記してください。	「本人の感想・満足 度」 モニタリング時点での 「解決すべき課題」に 対するサービス利用に よる満足度について、 下記を目安に選択して ください。 満足している →81～100% 概ね満足している →51～80% 一部満足している →1～50% 満足していない →0% その他 →上記選択肢での評価 が難しい場合に選択し、 必要に応じて下段に補 記してください。	「支援目標の達成度」 モニタリング時点での 「支援目標」の達成度 について、サービス提 供状況や本人の満足度 等を勘案し、下記を目 安に選択してください。 達成している →81～100% 概ね達成している →51～80% 一部達成している →1～50% 達成していない →0% その他 →上記選択肢での評価 が難しい場合に選択し、 必要に応じて下段に補 記してください。	「今後の課題・解決方法」 モニタリング時点での「解 決すべき課題」に対する今 後の支援方針について、選 択してください。 継続が必要 →引き続き「解決すべき課 題」への支援が必要なが 解決・終結 →支援目標の達成等により、 「解決すべき課題」への継 続支援が不要となった場合 その他 →上記選択肢での評価が難 しい場合に選択し、必要に 応じて下段に補記してくだ さい。

サービス提供によって実現する生活の全体像の状況

特記事項〔本人及び家族との面接内容、事業所からの聞き取り内容、その他留意事項等〕

サービス提供によって上記支援目標が達成されることで、本人（及びその家族）がどのような生活を送りたいと考えているかを記入し
 てください。
 （基本的に、週間計画表の「サービス提供によって実現する生活の全体像」や、サービス等
 利用計画の「利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）」に対応します。）

本人等との面接内容や事業所からの聞き取り内容のほか、この欄以外での記入が難しい内容で、報告書に盛り込みたい事項については、全てこの欄に記入してください。

事務連絡
平成31年1月24日

一般相談支援事業所
特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所
施設長様

富山市障害福祉課長

計画相談支援及び障害児相談支援に係るモニタリング実施標準期間について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから市行政について格別のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、このたびの『障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）』改正により、国が定める計画相談支援及び障害児相談支援に係るモニタリング実施標準期間が見直されたところであります。

本市におきましても、国の基準に合わせ、平成31年度より下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

記

1 モニタリング実施標準期間

別紙のとおり

2 適用開始日

平成31年4月1日

3 具体的な取扱い

(1) 平成30年度から引き続きサービスを利用している方

平成31年度の更新や変更等手続きに合わせて、新しいモニタリング期間を設定します。

(2) 新規にサービス利用の申請をされる方

平成31年4月1日以降の支給決定について、新しいモニタリング期間を設定します。

4 その他

今回のモニタリング期間の短縮に伴い、報告書を簡素化し事務の軽減を図ることとしております。新たな様式につきましては、後日お知らせします。

(担当) 自立支援係

TEL 076-443-2207

別 紙

サービス名	現 行	変更後 (平成31年度より)
居宅介護	6	3
重度訪問介護	6	3
同行援護	1 2	3
行動援護	6	3
短期入所	6又は1 2	3 ※2
重度包括支援	1 2	6
療養介護	1 2	6
生活介護	1 2	6
自立訓練	1 2	3 ※3
就労移行支援	1 2	3
就労継続支援 (A・B)	1 2	6
就労定着支援	3	3
自立生活援助	3	3
施設入所支援	1 2	6
共同生活援助	1 2	6
共同生活援助 (日中サービス支援型)	3	3
地域定着支援	1	1
地域移行支援	6	6
児童発達支援	6	6
居宅訪問型児童発達支援	6	6
放課後等デイサービス	1 2	6
保育所等訪問支援	6	6



- ※1 新規又は変更により、サービスの種類・内容・量に著しい変更があるものについては、従来どおり最初の3ヶ月は毎月実施とします。
- ※2 短期入所については、生活介護及び就労継続支援と併給している場合のみ、6ヶ月とします。
- ※3 自立訓練については、基準該当事業所の場合は生活介護の期間と同様に扱います。